

学校給食

高槻市の給食は、自校調理方式で実施しています。安全で豊かなおいしい給食をめざし、手作り給食を心がけています。

献立について

- パン 小麦粉、砂糖、食塩、イースト、脱脂粉乳、ショートニングを原料にしています。種類もコッペパン・黒糖パン・さつまいもパンなど色々あります。
- 牛乳 日々成長している子ども達に必要なカルシウム・たんぱく質などを補うために、毎日ついています。
- ごはん 給食室でクラスごとにガス炊飯器で炊いて、内釜ごと教室に持っていきます。お米は、地元高槻でとれた米(七分づき)を使っています。また、食物繊維を摂るために麦、玄米、雑穀を加えたり、たけのこごはん・五目ずし・カレーピラフ・中華おこわ・赤飯・豚キムチごはんなどのかわりごはんがあり、季節や行事に合わせて実施しています。
- 副食 旬の食材を使った献立です。また加工食品は、なるべく使わないようにしています。だしは昆布・削り節・煮干しでとっています。メニューとして行事食を大切に、郷土料理や世界の料理なども取り入れています。

安全な給食を実施するために

- 食中毒予防について、特に気をつけています。
- 食品添加物をできるだけ使用しない食品を購入しています。
- 有機農産物の購入に努力しています。
- 高槻市の農産物をできるところから取り入れるようにしています。
- 合成洗剤ではなく、石鹸を使っています。

学校・家庭と連携した食育を

学校給食は、学校教育の一環であり特別活動として位置づけられ、子ども達の健全な育成をねらいとしています。また、学校では給食を通して食育に取り組んでいます。

1. 献立表に目を通しましょう。
 - ・ 献立表には、給食の献立や食べ物に関する情報が掲載されています。
2. 食卓のマナーについて話し合しましょう。
 - ・ はしの持ち方、姿勢、食事のマナーなどご家庭で話し合しましょう。
3. 衛生に気をつけましょう。
 - ・ つめは短く切っておきましょう。
 - ・ 清潔なハンカチ、ナフキンを持参しましょう。
 - ・ 食事の前に手洗いを習慣づけましょう。
4. 一緒に食事をつくりましょう。
 - ・ お手伝いをする事で、食べ物に関心を持つようになります。

食物アレルギーの対応

学校では集団給食という制約がある中で、児童の健康管理の一端として、可能な範囲で除去食（アレルギーの原因食品を除く）などの対応をいたします。

学校での除去食などの適切な対応のためには、「主治医の診断・指導」「学校と家庭の連携」「家庭での取り組み」等が重要となります。つきましては、保護者の皆様には、毎年度初め（始業式）までに学校へ「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー調査票（及び変更届）」を提出いただきますよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

1. 実施範囲等についての基本的な考え方

＊ 鶏卵・うずら卵・牛乳を除去する。

なお、ガススチームコンベクションオーブンで調理する献立（献立表に★印のある献立）は、除去できません。（アレルゲンの混入が考えられるため）

＊ 主治医の診断・指導（年1回以上医師の診察を受けている）のもとに、家庭でも食事療法をしている場合を対象とする。

＊ 食物アレルギー対応は、1年ごとの更新とする。

＊ 実施できない事項

- ・重篤な症状が予想される場合
- ・代替食や持ち込みによる調理
- ・給食での「ならし食」等

（例）家庭で卵 1/4 個を食べられるようになったので、学校でも少し食べる。

（試しに学校給食で食べてみることに、又、家庭で食べる練習をしているので、学校給食でも食べてみるなど）

2. 家庭との連絡方法の例

前月末・・・毎月配付します学校給食献立表（予定献立表の場合もあります）と加工食品等の原材料表を専用封筒に入れて担任を通じお渡しします。献立表の除去する食品に赤線をひいて担任へお渡しください。

3. 提出書類について

＊「学校生活管理指導表」（主治医が必要事項を記入・押印）及び「食物アレルギー調査票（及び変更届）」（保護者が記入）を必ず提出してください。

学校生活管理指導表について

アレルギー疾患の児童に対する取組を進めるためには、個々の児童の症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。主治医に個々のアレルギー疾患に関する情報を記載してもらう学校生活管理指導表は、学校において医師の指示に基づいた対応を行うために必要となります。つきましては、平成27年度より、原則として、対応が必要な児童について一人1枚提出をお願いしています。なお、食物アレルギー対応を希望される方は、学校生活管理指導表裏面の食物アレルギー欄は、必ず記入をお願いしてください。また、ぜん息とアトピー性皮膚炎等、複数の診療科目を受診している場合は必要に応じてそれぞれの担当医師に記入をお願いいたします。なお、文書料等が必要な場合がありますが、ご了承ください。

＊ 成長に伴って、アレルギー症状が緩和し制限食品数が少なくなったり、治癒するなど、除去食などを必要としなくなることや、アレルゲン（制限食品）が変わることがありますので、主治医の指示期間がある場合はその期間終了後、ない場合は毎年４月に「**学校生活管理指導表**」及び「**食物アレルギー調査票（及び変更届）**」を提出してください。

4. 給食費について

給食費については、市より別途、お知らせがあります。

5. 年度途中に除去食品の変更（及び解除）があった場合について

主治医の指示を受けていただき、変更の場合は、「**学校生活管理指導表**」及び「**食物アレルギー調査票（及び変更届）**」を提出、解除の場合は、「**食物アレルギー対応解除届**」を提出してください。

6. 学校と家庭の食事との一貫性をもって実施します。

＊ 給食調理において実施が困難な場合などは、弁当持参となります。なお、給食での除去食により、成長に必要な栄養素が不足することもありますので、家庭での食事で補ってください。

＊ 食物アレルギー対応のある日は、ご家庭でも児童に必ず声かけをお願いします。（児童自身が自分でも確認できるようにご家庭でもご指導ください。）

7. 万が一、除去食品が混入した時は、除去食が提供できない場合がありますので、ご了承ください。